栃木県デジタル社会形成推進条例(仮称)の制定について

1 条例制定の背景・目的

現在、テレワークやオンライン会議が普及・定着するとともに、チャットGPTをはじめとする新たな技術の登場等により、デジタルの活用が大きく広がっている。

一方、デジタルの利用ができない人や苦手な人への対応等、デジタルを利用するための課題も生じている。

これらの状況を踏まえ、全ての県民がデジタルの恩恵を享受し、安全に安心してデジタルが活用できる環境が整備され、便利で快適に 住み続けることができる社会の形成を目指して、栃木県デジタル社会形成推進条例(仮称)を制定することとした。

2 条例の検討体制及びスケジュール案

栃木県デジタル社会形成推進条例(仮称)検討会(以下「検討会」という。)から、本県が目指す社会像や県の施策の方向性等に係る御意見をいただき、それらを参考として条例案を策定する。

9月 検討会①

骨子案の作成

10月 検討会②

12月 条例素案の作成、パブリックコメント実施

2月 県議会への条例案提出

本県が目指すデジタル社会像(案)





災害時に効率的な情報収集がなされる 住民の安全が確保される



子供や高齢者等が安心して 暮らすことができる





便利な行政サービスが 提供される



自動運転やドローン配送などが 日常的に利用されている 便利なサービスや効率的な システムが提供される社会



利用できる社会

誰もがデジタルの恩恵を 享受する社会



デジタル人材が育ち、活躍 する社会







様々なデータが安全に つながる



安全で快適にデジタルを





情報を広く発信できる



様々なデータがIoTで収集される





欲しい情報がすぐ見つかる どこでも学べる

栃木県デジタル社会形成推進条例(仮称) 骨子案(たたき台)

1 目的

デジタル社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割等を明らかにするとともに、デジタル社会の形成に係る基本となる事項を定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に推進し、安全に安心してデジタルが活用できる環境が整備され、全ての県民が便利で快適に住み続けることができる社会の実現に資することを目的とする。

2 基本理念

デジタル社会の形成は、次のことを基本として推進する。

- (1) 安全で快適にデジタルを利用できること。
- (2) デジタル人材が育ち、活躍すること。
- (3) 便利なサービスや効率的なシステムが提供されること。
- (4) 誰もがデジタルの恩恵を享受すること。

3 県の責務

基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び 実施する。

事業者及び県民によるデジタル社会の形成に関する取組を促進するため、必要な 支援を行う。

4 県と市町村の連携

県及び市町村は、それぞれが実施するデジタル社会の形成に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

5 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてデジタル社会の形成に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努める。

6 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、効率的で持続可能な社会システムの構築をはじめ とした各種施策に協力するよう努める。

7 計画的なデジタル化施策の推進

県は、デジタル社会形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、デジタル社会形成の推進に関する基本的な計画を定める。

8 地域社会のデジタル化の推進

県は、地域社会のデジタル化を推進するため、次に掲げる施策を講じる。

- (1) 地域課題解決のためのデジタル施策
- (2) 電子申請の拡充等、行政手続の利便性向上
- (3) デジタルを活用した情報発信

9 安全・安心なデジタル環境の整備

県は、県民が安全に安心してデジタルを活用したサービスを利用できるための施 策を講じる。

10 デジタル人材の育成等

県は、デジタル人材の育成等に必要な施策及びデジタル人材が活躍できる環境づくりに必要な施策を講じる。

11 データの利活用、連携の推進

県は、効率的で持続可能な社会システムを実現するため、市町村や事業者と協力 し、各種データの収集を図るとともに、それらデータの分析や連携・活用を図るた めの施策を講じる。

12 デジタルが苦手な人等への対応

県は、デジタルが苦手な人に対し、デジタルの活用が進むよう必要な施策を講じる。

また、デジタルの利用ができない人に対し、デジタルを活用したサービスが受けられるよう必要な施策を講じる。

13 財政上の措置

県は、デジタル社会の形成を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

とちぎ障がい者相談支援専門員協会からの意見について

1 障害特性等によるデジタル活用の課題

● 情報アクセスへの課題

障害の有無により、情報へのアクセスに課題がある。 特に、視覚障害のある人は、「音声読み上げに対応したwebサイト」から情報収集も可能ではあるが、そもそも<u>そうしたサイトにたど</u>り着くことが難しい。

● 情報の受け取り方の課題

現在、とても多くの情報が広く発信されており、情報の取捨選択が大変である。 特に、精神障害や知的障害のある人は、不利益な情報が記載されていても、<u>自分にとって肯定的・有利な情報だけを受け取り、トラブルになるケース</u>もある。また、<u>一般的にクリックするべきではないと判断できるようなリンクを、クリックしてしまいトラブルとなるケース</u>もある。

● 支援者の課題

支援者もデジタル活用が苦手な方もいる。 支援者が分からないため、<u>障害者のデジタル活用を必要以上に制限してしまう</u>ことも見受けられる。

2 条例制定に当たっての意見

- わかりやすく判断しやすい情報提供が進めば、障害の有無にかかわらず便利な社会となるはず。
- デジタルは良い面がたくさんあるものの、発展途上であり安全に安心して活用するための環境整備が必要。
- 特に<u>障害者については、配慮が必要</u>であることを、<u>行政のみならず民間企業等も含めた社会全体で理解いただきたい</u>。
- 条例制定に当たっては、そうした<u>理念を県民の皆さんが共有できるよう、目指す社会像を明確にしていただきたい</u>。